

## **11 施設等の利用または入所をするには**

施設の分類としては次のようなものがあります。

それぞれの施設名や連絡先、利用方法等については、障がい福祉課または各生活支援センター（P. 1）にお問い合わせください。

### **(施設の分類)**

#### **1 県立の利用施設**

#### **2 児童福祉施設**

- (1) 福祉型障害児入所施設
- (2) 医療型障害児入所施設
- (3) 児童発達支援センター

#### **3 障害児通所給付を行う施設・事業所**

- (1) 児童発達支援
- (2) 放課後等デイサービス
- (3) 居宅訪問型児童発達支援
- (4) 保育所等訪問支援
- (5) 障害児相談支援

#### **4 福祉ホーム**

#### **5 地域活動支援センター**

#### **6 自立支援給付を行う施設・事業所**

- (1) 施設入所支援
- (2) 共同生活援助（グループホーム）
- (3) 自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- (4) 就労選択支援
- (5) 就労移行支援（一般型）
- (6) 就労継続支援（A型、B型）
- (7) 就労定着支援
- (8) 自立生活援助
- (9) 宿泊型自立訓練
- (10) 生活介護
- (11) 計画相談支援
- (12) 地域移行支援
- (13) 地域定着支援
- (14) 短期入所
- (15) 療養介護

#### **7 福祉センター**